

行政書士ほっかいどう

1994.9. NO.204



〈赤毛のアン「カナディアン・ワールド」とラベンダー〉 空知支部・新川司支部長提供

目 次

支部紹介／空知支部（支部長新川司）…2
寄稿／命名権について（橋本雄一）…3
いま、問われる制度
（滋賀県行政書士会会長 盛武 隆）…4
全道新入会員研修会が開催される…6
車庫証明対策推進要綱決まる…11

業務資料／北海道行政書士会会則の一部
改正について…13
行政手続法施行令の制定に
ついて…13
雇用保険が変わります…15

お知らせ／本会の主要行事／支部のうご
き／表紙のことは／ご逝去／編集後記

空知支部



支部長 新川 司



北海道行政書士会空知支部事務所

当支部は北海道のほぼ中央部に位置し、空知支庁が管轄します。10市、4郡16町1村で構成され、面積は3,584.69平方キロ。人口は410,771人で、人口密度が1平方キロ当たり114.6人となっています。地勢は石狩平野の大部分を北、東、西の3方向から囲む山地からなり、空知川と合流する石狩川が北南に空知地域の中央部を貫流している。温暖な気候と自然に恵まれた土壌は米作を中心とする農業に恵まれたものとなっています。また、夕張山地、樺戸山地には、豊かな森林資源をもっています。その他、かつての石炭産業に替わって、近年は観光産業が盛んになり全国的な名所ともなっています。

さて、当支部では最重点課題を監察活動に置いています。と言うのも、丁度13年前の監察強調月間時に、官公庁に窓口規制方を依頼してまわったとき、建設業決算報告の管内総件数が約1,600件のうち800件の自己申請による他は、行政書士の作成したものが約400件で、残りはニセ行政書士の作成と推定されたからです。

このような状況が出現する要因としては、一つには行政書士の不在市町村が2市4町1村に及び行政書士の名称すら知らない状況であったり、また、都市部では法違反と知りながら行政書士に頼むより安いからといった考え方が横行しているからです。こんな状態を放置しておけば、行政書士

制度そのものが崩壊するわけで、断固として制圧しなければならないと考えています。当支部でも、当時総力を挙げて取り組んだ経緯がありますが、先ず違反防止の制札を造り、これを官公庁の窓口に置かせてもらい、更に、市町村別の会員名簿を印刷して、これを窓口に配ってニセ行政書士のチェックと、顧客誘致を兼ねて、お願いしてまわりました。

こんな繰返しの運動が功を奏し、農地については1、2年でニセ行政書士は排除できましたが、建設業については、残念ながら13年を経た今日、未だ根絶には程遠い状況であり、最近では「タダ」でやる分には文句はなかりとうの声も伝わってくる次第ですが、反復継続は立派な法違反であり、今年の監察強調月間ではこれに重点をおいてまわるつもりです。

しかし、これとて法改正で「報酬を得て」を削ることができれば、100%退治することができるわけで、日行連の政治力を期待して止みません。

会員と人口の構成 (6.6末現在)

市 町 村	人 口	会 員
夕 張 市	18,668	1
岩 見 沢 市	83,923	36
美 唄 市	33,696	7
三 笠 市	15,803	0

市町村	人口	会員
北村	4,270	0
栗沢町	8,136	1
南幌町	8,333	1
由仁町	7,569	2
長沼町	12,389	1
栗山町	15,897	4
月形町	4,915	1
芦別町	23,712	7
赤平町	18,190	3
滝川市	48,782	17
砂川市	21,995	9
歌志内市	7,543	0
奈井江町	8,008	2
上砂川町	6,032	0

市町村	人口	会員
浦臼町	3,002	0
新十津川町	8,459	3
雨竜町	3,815	1
深川市	28,972	9
妹背牛町	4,727	1
秩父別町	3,620	3
北竜町	2,919	0
沼田町	4,875	1
幌加内町	2,521	0
総計	410,771	110

支部役員一覧

支部長	新川 司・副支部長	雨池保夫、計良邦雄
理事	幅田義雄、須田和志、小西良樹、高橋三四郎、奥山晃市、鈴木泰仁	



命名権について

留萌支部 橋本 雄一

父親が、出生した長男に「悪魔」と命名し出生届をしたところ、市役所が別の名前を付けるように指導したところが、父親が裁判所に不服申立をしたことは記憶に新しい。

裁判所は、「名前の性質、命名権の根拠、戸籍法全体の趣旨などに照合し、社会通念上明かに名前として不適当と見られることや、命名権の濫用に当たるような場合、例外として届出での受理を禁じていると解すべきだ。」との判断を示した上で、「悪魔」の名は将来いじめに遭い、社会不適応を起こすなど、福祉を阻害する恐れがある」との理由をあげ、この名前は親の命名権の濫用に当たるとした。然し、裁判所は一連の戸籍事務取扱について評価した結果として、戸籍に「悪魔」の名前を記載するよう命じたのであるが、この点はさておき、「悪魔」の名は、親の命名権の、濫用に当たると判断していることについては、ごく自然な考え方だと思われる。

命名にはその時代が反映される。近年では、漫画雑誌、テレビアニメのヒーロー、ヒロインや

人気歌手の名にあやかる命名もあり、多彩である。往時は、女子には「子」を、男子には「男、夫、雄」などを用いた命名が多かったと思うが近年になるとこれを用いた命名は少なくなったようだ。所謂、格好のよい名や優雅な名が大方を占めている感じである。命名に当たっては、我が子の健やかな成長と将来の幸福を祈り、その意を込めた名前を考えて命名するというのが大方であろう。いかに社会が変化し、価値観が多様化してきたとはいえ、親が子を思う心は変わらないし、この件は、レアケースであると思う。

古来、「虎は死んで皮を残し、人は死んで名を残す」と言われ、私も人名を読み上げることが時々あるが、読み違えないように注意し心配りを忘れないようにしている。

出生届は、親の全人格の結晶ではないかとの思いがあるから、常に間違いの無いように心がけている。相続関係の仕事で人名に接する機会の多い私達は、特に心すべきことでなかろうか。

いま、問われる制度

滋賀県行政書士会会長 盛 武 隆

一、規則緩和と行政書士の業務範囲

① 行政書士法に定める行政書士の業務とは

(1) 損害賠償請求事件

イ、「許認可等の行政機関の処分の申請にあたり、その業務を受任した行政書士が、法令に定める要件を充足するために、許認可についての意見表明をなし、依頼者がその表明を信じて必要な条件を整えた場合、行政書士の意見表明が行政書士法の定める業務に含まれると解すべきか。」

ロ、「要件充足（あるいは許認可）は行政機関が最終的に判断すべき事項であるが、行政書士の要件充足・許認可についての意見表明によって、行政書士に法的責任が発生するとすれば、行政書士が要件充足・許認可を保証することになる。行政書士の意見表明にこのような効果を認めることは行政書士法において行政書士に期待されている機能役割を超えることにならないか。」

ハ、「行政書士が依頼者に対して、見込みについて確約的な意見を表明することは禁止されることはないとしても、行政書士法に定める業務の範囲には含まれず、単なる個人的な意見の表明に過ぎないと解すべきではないか。」

ニ、「行政書士が依頼者に対して申請手続きの完了時期について「〇月〇日頃まで」と意見を表明したため、依頼者が手続き完了を前提とした事業計画を作成し手配したが、行政機関の側の事情により、もしくは行政書士の申請書類上の不備、の事由のために手続き完了が遅れ、事業計画に支障をきたし、依頼者が損害を被った。この件について行政書士に責

任があるか。」

(2) 実務上の行政書士の機能役割とは

上記は行政書士に対する損害賠償請求事件に関しての具体的事案を想定し、抽象化して例示し、行政書士法の解釈に関する研究事案としたものである。

さらに簡単に質問の要旨を行政書士の責任の範囲と有無についての観点から整理すれば、

イ、行政書士法に定める行政書士の業務には、法的判断が含まれるか。

ロ、法的判断が行政書士法に含まれないとしても、行政書士の意見表明による効果が認められれば、それは行政書士の機能役割と解釈することができるか。

ハ、行政書士の個人的意見表明は、法に禁止されていないが、本来の職務権限や機能役割でもないとするならば、意見表明に責任はないのでは。

ニ、行政書士が許認可の処分期日（取得時期）について明示することも業務に含まれるか。ということに整理できよう。

この質問に対して、会員各位はどのような回答をされるのであろうか。一度考えて頂きたい。そして、行政書士会や日行連、全国行政書士事業団、自治省等がその立場においていかなる回答をするか想定してみると興味深いものがある。

(3) 司法書士における登記代理・登記申請代理

代理の法律問題については、司法書士法務全書（第一法規）に収録されている山崎敏彦教授（青山学院大学）の登記代理・登記申請代理の法的意義を、以下に引用させていただくので参考とされたい。

[司法書士が現実に行っている登記業務の一切、

正 誤 表

「いま、問われる制度」の記載内容の一部に、下記のとおり誤りがありましたので、お詫びいたしますとともに訂正して下さるようお願いいたします。

記

頁	訂正カ所	誤	正
4	左側上段1行目	一、 <u>規則</u> 緩和と行政書士の業務範囲	一、 <u>規制</u> 緩和と行政書士の業務範囲

注 下線部分を訂正（則→制）

すなわち「前段事務としていかなる登記原因を選ぶべきか、あるいは後段事務として手続書面の作成・提出まで」、を登記代理という概念でとらえたいとする考え方がある。

これに対して、「登記……に関する手続きについて代理すること」という司法書士の職務の法的位置づけが、限定的な「登記申請手続代理」にとどまり、登記代理に関して規定するのではない、という指摘もある。

さらに、司法書士の登記に関して行っている全業務内容を「代理」としてとらえるのは、「代理」の原義ないし典型である民法の法律行為の代理から余りに離れ過ぎること、「代理権」はひとつの「資格」あるいは「能力」に過ぎないのに、これに「実質的審査権」のような積極的な権限とくに公的な権限を含ませようとするのは適切でないとする考え方もある。

しかし、「登記代理」概念とは、法が登記に関する手続きについて代理すると規定するからと言って、登記申請代理に限定して考える必要はない。

学説においても、登記に関する司法書士と顧客との関係を一つの契約関係にとらえ、これを登記代理委任契約と呼び、またこの契約に基づき司法書士がなすべき事務を登記代理業務あるいは登記代理事務と呼ぶように、「登記代理」の概念の定着がみられる。

司法書士サイドからの提案に見られる「登記代理権」ということばで司法書士の職能法上の権限範囲を語るという用語法はミスリーディングである。]と説明されている。(一部要約)

② 専門職業人の賠償責任保険と賠償責任

(1) 責任保険制度上の行政書士の責任の範囲

行政書士が日常業務の遂行にあたって、行政書士を制度的に保証するのは行政書士法であり、日行連という組織であることは論を待たない。

しかし法は行政書士について規定し、その業務について抽象的に示したに過ぎない。

現実問題としては、ある特定の業務が行政書士の本来業務に属するか否かの判断がまず必要

である。

つぎには、判定された行政書士の業務を侵犯する者に対しては、非行政書士として排除していく措置を講じなければならない。これらの手続きは刑事的な手続き、すなわち訴訟によって判断をもとめることであり行政書士会の組織的役割の分野である。

しかし、行政書士の業務とされる一つの許認可申請業務において、業務の受託責任、業務の取り扱い上の責任の範囲、許認可申請の結果に対する責任や過失責任等の判断は、行政書士に対する損害賠償責任の有無という、民事上の争いとして解決される問題となる。行政書士個人の自己防衛の範囲となる。

ところで、専門職業人が職務遂行上の責任において、依頼者から損害賠償請求を受ける事例は多くあり、医師、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士等が対象とされている。

これらは依頼者の生命、財産、権利等を取り扱うことについて、専門職業人としての責任が社会的に認知されているという点において、業務上の責任を社会的に是認されたことによるものである。

専門性を民事的保証とするために、既に一部の専門職業については、任意から強制へと損害賠償責任保険制度の検討が議論されている。

(2) 被害者救済のための責任保険制度

例えば、弁護士の損害賠償責任保険の支払い最高額は6億圓に設定されている。

このような多額の損害賠償の責任が我々を直撃することが予測されれば、我々は、始めからリスクを伴う業務を回避する行動に走るということになりかねない。

そのような事態になれば、依頼者が依頼の目的を達成出来ない事態も予測される。それでは専門職業人としての制度を自ら否定することになる。

ここにおいて損害賠償責任保険制度の持つ意義が明らかになってくるのである。

すなわち、行政書士の業務に関係して発生する、損害の請求と賠償は、行政書士にとっても依頼人にとっても、大きなリスクであることを考えれば、損害賠償責任保険制度は、加入者である行政書士を保護するのみならず、被害者となる依頼者を救済することにこそ重要な意味を持つのである。

このため、全国行政書士事業団では、行政書士を対象とした損害賠償責任保険を取り扱っている。これに多くの会員が加入していることを考えれば、会員が業務の遂行上日常的にリスクの存在意識を有していることが伺い知れる。

- (3) 有責か免責か、その判断基準とは
さて、損害賠償責任保険制度においては、保

険の支払いに際して、有責か免責か、すなわち「請求の原因は、行政書士の業務範囲や過失の存在を明確にしているか否か」が審査会で判定されることになる。

会員各位は、行政書士法に定める行政書士の責務と業務についての条文だけで、行政書士の業務責任の範囲が判断できるだろうか。あるいは、行政書士事務所の経営上で発生する、盗難、事故、補助者のミス等による受託事件への過失の発生について、責任の範囲を明確にできるだろうか。困難である。(つづく)

「行政書士しが」より転載

全道新入会員研修会が開催される

盛夏の8月19・20日の両日にわたり、札幌の「ホテル・アカシヤ」において、全道から参集された22名の新入会員を対象に研修会が開催された。

定刻13時、酒井総務部長の司会により始まり、日向寺会長から、参加者に配付した「行政書士必携」発刊の趣旨説明があり、われわれ行政書士は、「街の法律家」「国民のアドバイザー」と呼ばれるように、一般国民にとって複雑かつ専門的な行政手続きを代わって行うわけで、この基本的なしぐみを「必携」によって先ず身につけていただき

たい。

また、行政書士会は、行政書士法第15条により必ず各都道府県に一つ設けるよう義務付けられており、この目的により今日こうして皆さんと共に勉強する機会を作った旨挨拶がありました。

次いで、池田業務研修部担当理事から講師の紹介及び2日間の研修日程の説明があった後、酒井総務部長から「行政書士の品位保持」について、3点の事例をあげ、行政書士としてとるべき姿勢について講義がなされ、次に、佐藤副会長から、「行政書士法と他士業の業域問題」について、主に他の法律による業務制限についてお話があり、引き続き実務研修に移り、佐藤業務研修部長から「建設業の許可申請手続き」を「建設業許可申請の手引」により実務上のノウハウを取り交えて詳細に教示された。また、池田業務研修部担当理事から「株式会社の設立」について、業務に即応して使用出来る様式等を用いて、事例を交え説明された。更に、滝沢総務部担当理事から「入管事務の紹介」について、外国人労働者の問題がクロー



日向寺会長



佐藤業務研修部長

ーズアップされている中で、他の行政書士があまり手がけていない業務に目を向け、いろいろ研鑽し業務を行っていくと良いとの講話をされる等、受講者一同は、一つの仕事を遂行していくにも、多くの法律の知識が必要であることを強く認識されたと思う。



佐藤副会長



池田理事



酒井総務部長



滝沢理事

次に、「顧客獲得のために」の座談会に移り、佐藤副会長が座長となり、先ず、酒井総務部長から宅建業免許申請に始まり貴重な体験談があり、引続き討論に入り、住友札幌支部会員、澤田函館

支部会員、奥谷日高支部会員、小田島札幌支部会員、宮下旭川支部会員及び木村札幌支部会員等から営業（業務受託）活動の展開及び民事業務の範囲並びに他土業との業域問題、更に行政書士法第19条違反等、多種多様な問題について発言があり、各講師から助言があった。

その後、午後6時から懇親会が開かれ、意見交換する等和気あいあいのうち取り行われた。

明けて2日目は、日向寺会長から「個別的な実務習得」について、戸籍法及び相続等業務別に21項目に亘って具体的な事例を上げ詳しく講話された。引き続き実務研修に移り、佐藤業務研修部長から「建設業經理の基礎」について、税理士が作った決算書から建設業法の様式に転記していく場合の注意点や、支庁提出時にチェックを受ける項目等詳細な講義があり、その後、2日間の研修について質疑が行われ、奥谷日高支部会員及び野澤札幌支部会員等から、災害等のため戸籍が紛失し、同性同名の者の戸籍が誤って抹消された場合の復活手続き、或いは、許可申請が不許可処分になった

場合の取り扱い等活発な質問があった後、日向寺会長から閉講挨拶があり、昼すぎ名残りを惜しみつつ散会となった。

以下、参加者の方からの、この研修に対する感想文を3点ほど取り上げてみました。



熱心な受講生（座談会）

教科内容に応じた時間配分を

…新入会員研修に参加して…

札幌支部 小田島 忠 武

私の場合、所謂6号資格の行政書士ですが、開業5ヶ月目で今回の研修を受講しました。従って業務経験も殆んどなく、右を向いたり左を向いたり、物珍らしさにうろろうしている段階での受講感想ですから、的外れかも知れませんがご容赦願います。

何れの研修の場合も同じだと思うのですが、限られた時間内に出来るだけ豊富な内容を織り込み、如何に効果的に業務に反映させるか、これは研修の企画・実施者側として最も苦心するところですが、私も現職当時、専門的に研修業務に携わっていたことがあり、今回、研修を受講しながら、各講師の御苦勞を推し測り、本研修開催について、お礼を申し上げる次第です。

前置きはこの程度として、総括的に今回の研修についての感想を述べさせて貰いますと、結論から言えば、私にとっては大変有意義でした。理由は、知っていることについては心強い復習となり、初めてのことについては極めて新鮮に学ぶことが出来たからです。

ただ、欲を言えば、教科目数と時間的な配分に



懇 親 会

もう少し御考慮いただけたらもっと良かったろうに感じました。

具体的に言いますと、日向寺会長が講述された「個別的な実務習得について」の持時間が1時間30分であるのに対し、佐藤業務研修部長が講述された建設業務関連のそれは都合3時間でした。それぞれが極めて重要な内容であり、甲乙を論じるものではありませんが、特に会長講義の内容は、新開業行政書士にとって極めて重要な基本・共通知識且つ業務姿勢が盛り込まれているにもかかわらず、これを猛スピードで走るが如く通過されたことは大変残念でした。内容的には1日かけてもおかしくないテーマであり、せめて2日目の全部の時間を充てていただきたかったと思います。

一方、業務研修部長の建設業務の関連問題は内容的にも高度なものであり、恐らくベテランの方もとまどうような内容ではなかったのかと思います。従ってこの関係の教科目は、専門委員会の場で時間をかけてゆっくり研究すべきものと考えます。

いずれにしても、この2つのテーマは時間配分から中途半端に終わったような感じがして残念でした。

また、時間の関係で殆んど割愛されてしまった滝沢理事の「入管事務の紹介」も、是非聞いて見たかったテーマの1つでしたが具体的な内容に触れられず残念でした。

入管関連業務は、外国人労働者問題、在日外国人の生活・権利などのかかわり、更には国際情勢の推移もあって、一般市民にとっても身近な問

題へと変質しつつあると認識しております。このような観点から今後機会を設け、入管関連業務についての研修を開催していただきたいものと思います。

その他、今回の研修を通じて、私自身の勉強不足を反省し今後の研鑽の必要を痛感したところですが、個人的な勉強は、ややもすると安易・不確実に陥り易いので、今後も引き続き、会として高い見地からの適切な指導と新しい方向性について啓蒙をお願いしたいと思います。

研修会に出席して

日高支部 奥谷正義

新入会員研修会を企画実施されましたことにつきましては、誠に当を得たものと深く感謝申し上げます。

永い間行政事務にたずさわっていたとはいえ、いざ行政書士として一人立ちしてみても、何からどうしてよいのか戸惑いを感じました。しかし、開業して約6ヶ月間、自分なりに自己PR、知人への紹介斡旋、会社等への働きかけを行いながら今日まで頑張ってきたが不安だらけの毎日でした。

この度企画されました新入会員研修会の研修内容を見まして、内心よかったの一言でした。行政書士の品位保持はもとより他士業との業域問題（特に司法書士との業域分担が不明だった。）が解ったこと、更に実務研修においては、今後取組んでいかなければならない建設業許可申請手続き並びに建設業経理の基礎及び、社会的に多様化された業界に於ける会社設立手続き等について、専門的な講師の講義はこれから手掛ける私達新入会員にとりましては今後のよき指針となりました。

また、個別的な実務習得におきましても、21項目に亘る事例について新入会員である私達に解りやすく懇切丁寧な講義をされ充分理解できました。最終日の顧客獲得の座談会は一番関心がありました。開業してから今日まで悩んでいたことで、他の新入会員の方々は何の様な対策を立てていたの

か知ることができ、私同様悩んでいたことも解りました。

また、講師の諸先生方からの過去の経験や実績に基づいてのご助言は、今後の私達のよき指針となることと思います。

以上研修会について私の所感を述べましたが、今回の研修会は行政書士としての基礎的知識の習得はもとより共通認識責任、自覚の育成の一助となり、誠に有意義な研修会であったと思います。

今後もこの研修会を企画されることを望みます。

全道新入会員研修会に参加して

空知支部 高松裕明

私自身は新入会員ではありませんでしたが、顧客開拓面でも知識面においても新入会員という状態でもあり、一般参加という形で参加しました。

行政書士法に関する研修で、他士業との業域問題についての説明がありましたが、微妙な問題であり難しい部分が沢山あるように思われます。「報酬を得て」を根拠に商工会等が建設業許可申請書の作成等を行っている実態もあるのですね。

具体的な仕事の中味も知る上で、実務研修は大変よかったと思います。

建設業許可申請については、経営業務管理責任者の経験年数をいかに証明できるかが重要なポイントであるということが理解できました。しかし、現実には沢山の契約書等を準備したりしなければなりませんので、実務を通して勉強しなければ身につかないだろうことも予想されます。充分研究していきたいと思います。

会社の設立についての研修では、大体の設立までの流れが理解できました。なお、登記は司法書士の業務なので、司法書士と提携することが望ましいと感じました。

入管事務に関する研修では、具体的内容の話はあまりありませんでしたが、業務を行うにあたり、他の行政書士があまり手がけていない業務に目をつけて研究し業務を行っていくとよいという話をされていて、とても参考になりました。自分の得

意分野をもって、この仕事ならこの行政書士に相談に行きなさいと言われるようなものを持つように努力しなければならないと思っています。

顧客獲得のためにと題する座談会においては、人のつながり(人脈)が大切であり、人から紹介されてというのが大部分であるということでした。

そのキッカケとして内容証明等の民事的(権利義務の書類)なものでも業務として行っていれば、貸金取立等を依頼する会社等は必ず存在し、そこから信頼関係も生まれ、他の会社を紹介してくれるりもするということになるようです。

ただ、初めての仕事というのはなかなか引き受けられない点があると思っていました。

相手はプロとしての行政書士に仕事を委託し、正確に迅速に手続きを行ってくれることを期待しています。しかし、初めての仕事は何度も確認し本で勉強したりして時間が長くかかり、不十分な知識のため申請が一度で受理されなかったりすることもあるのではないかという不安があるためです。

一度そういう悪い印象を残すような業務処理をしてしまうと、口こみで広がるのではないかという不安もあります。

ただ、失敗してでも実務を行わなければいつまでも仕事が覚えられませんので、業務を行わなければならないし、そのためにも常に研究しなければならないと思っています。座談会で何人かの方が質問され、その内容を聞いていて、かなりレベルの高い人達ばかりだなという感想をもちました。

2日目の個別の実務習得については概論的に広く浅くという内容でしたが、確定日付の説明で、これはどういう効果があるのかを質問したかったと思います。

建設業経理についての研修では、税理士が作った決算書を建設業法の様式に転記していく場合の注意点や、支庁提出時にチェックを受ける項目等についてのお話もあり大変参考になりましたが、やはり実務を通して身につけていくのかなと思います。

来年の研修会においても、具体的実務の研修(相続関係・農地法)をとり入れていただきたいと思います。なお、建設業の決算や経営事項審査は毎年あるので、今年同様、建設業経理の研修も入れてほしいと思います。

平成6年度全道新入会員研修会出席者名簿

札幌支部	／	中村仁子
"	／	小田島忠武
"	／	河合泰信
"	／	野澤稔
"	／	土井明治
"	／	住友秀紀
"	／	木村茂
"	／	赤塚明美
"	／	山下輝一郎
"	／	三浦孝治
"	／	阿部昭夫
函館支部	／	伊東弘樹
"	／	鈴木孝允
"	／	澤田嘗治

小樽支部	／	嶺田才三
旭川支部	／	高木基
"	／	宮下諭
室蘭支部	／	小山秀弘治
H高支部	／	奥谷正義
釧路支部	／	宮崎一吉
計	20名

【一般参加者】

空知支部	／	高松裕明
旭川支部	／	皆川ゑみ子
計	2名
合計	22名

北海道行政書士会

車庫証明対策推進要綱決まる

車庫証明対策委員会

このたび、車庫証明対策委員会（監察部所属）では、車庫証明及び自動車登録事業のネットワークの構築にあたって、推進要綱と地区協議会会則の準則を作成し、それぞれ理事会の議決、支部長会でのご承認を戴きましたので、ご案内をします。

北海道行政書士会 車庫証明対策推進要綱

北海道行政書士会（以下「本会」という）は、「車庫証明（自動車の登録を含む）業務が行政書士の本来の業務であることを、名実共に確立する」という共通の認識に立ち、本会並びに会員が歩調を合わせて一定の方向に進むことが重要と考え、ここに車庫証明業務を取り巻く環境を全道の視点で整備するため、その指針となる要綱を定める。

1. 本会は、これまでの貴重な経験を踏まえて、総合的・計画的に車庫証明対策を推進するものとする。
2. 本会は、道内7地区（陸運支局単位）に、当該地区の車庫証明業務取り扱い行政書士（以下「実務者」という）による車庫証明対策地区協議会（以下「地区協」という）を設置し、実務者間の情報の交換・連絡協調及び地域における車庫証明業務正常化活動の推進に資すると共に、7地区協による全道ネットワークを構築し、必要な情報を収集・提供し、全地区協の有機的な運営に助力するものとする。
3. 本会は、関係官公署及び社団法人日本自動車販売協会連合会との交流を深め、実務者の業務の改善進歩、資質の向上につとめ、もって業務依頼者の要望に応えるものとする。
4. 本会は、行政書士倫理綱領を尊重した実務者の自治組織を育成する。
5. この業務に関わる全ての組織と会員は、連帯協調して無資格者を排除し、この職域における法秩序の確立に努めるものとする。
6. 本会及び地区協は、この要綱の趣旨について関係官公署及び関係諸団体に理解を求め、協力要請に努めるものとする。

附 則

1. この要綱は、理事会の議決により改廃することとする。
2. 平成6年3月25日 理事会決議
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
3. 昭和59年11月17日制定の車庫証明業務推進対策要綱は廃止する。

北海道行政書士会車庫証明対策〇〇地区協議会会則(準則)

(名称・事務所)

第 1 条 この会は、北海道行政書士会車庫証明対策〇〇地区協議会（略称「〇〇地区協」）と称し、事務所は〇〇市内におく。

(目 的)

第 2 条 この会は、北海道行政書士会車庫証明対策推進要綱に基づく車庫証明対策の推進、会員相互の連絡協調と連帯意識の高揚を図ると共に、地域における車庫証明業務正常化活動の推進等に寄与することを目的とする。

(ネットワーク)

第 3 条 この会は、北海道行政書士会車庫証明対策委員会を本部とし、他の地区協とともに全道ネットワークを構成するものとする。

(組 織)

第 4 条 この会は、北海道行政書士会の会員で、〇〇地区内に事務所を置き、北海道行政書士会の決定事項を遵守して車庫証明業務を取り扱っている行政書士をもって構成する。

(活 動)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、車庫証明対策の推進、実務研修会・研究集会等の開催、ネットワークの連絡調整、その他必要な活動を行う。

(役 員)

第 6 条 この会に、会長 1 名・副会長 1 名・幹事若干名の役員を置く。役員は総会で選任し、その任期は 1 年とする。

(機 関)

第 7 条 この会の機関は総会とし、会長が招集しその議長となる。

(経 費)

第 8 条 この会の経費は、会費、交付金、寄付金、補助金及びその他の収入で賄う。

(会計年度)

第 9 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(委 任)

第 10 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は機関の議を経て別に定める。

付 則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。

北海道行政書士会会則の一部改正について

平成6年5月27日第35回定時総会において、議決承認を得ましたこのことについて北海道知事に行政書士法第16条の2の規定により会則変更認可申請をしましたところ、平成6年8月22日市町村第875号指令により認可され、同日付で施行になりました。

北海道行政書士会会則の一部を次のように改正する。

●第72条の次に次の1条を加える。

(補正予算)

第72条の2 予算の成立後において、新たに緊要となった経費の支出を予備費で補うことが出来ないときは、総会の議決を経て、予算の追加又は更正を行うものとする。

2 退職手当積立金を取崩して、職員の退職手当を支出する場合に限り、理事会の議決を経て補正予算(追加)の措置をすることができる。この場合は、その後にかかれる最初の総会に報告をしなければならない。

●第73条第1項を次のとおり改める。

(予算の流用、予備費の充当)

第73条 支出予算については、各款項に定める経費を相互に流用してこれを支出してはならない。ただし、予算執行上必要がある場合は、理事会の議決を経て流用することができる。また予備費の充当についても同様とする。

●第73条第2項中「承認を受けなければならない。」を「報告しなければならない。」に改める。

●第81条第1項を次のとおり改める。

(事務局)

第81条 本会に、各部の業務を処理するため、事務局を置き、事務局長その他の職員を置くことができる。

●第84条を次のとおり改める。

(補助者の届出)

第84条 会員は、規則第5条の規定による補助者についての届出は、当該事実発生の日から14日以内に届出書によって所属する支部を経由して本会に提出しなければならない。

2 前項のほか、補助者に関して必要な事項は、規程で定める。

●別表第5号を削る。

付 則

この会則の改正は、知事の認可の日(平成6年8月22日)から施行する。

行政手続法施行令の制定について

行政手続法施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成六年八月五日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二百六十五号

行政手続法施行令

内閣は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第四条第二項第二号、第十三条第二項第五号及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定

する。

(申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人)

第一条 行政手続法(以下「法」という。)第四条第二項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 平和祈念事業特別基金、自動車安全運転センター、総合研究開発機構及び海洋科学技術センター

- 二 司法書士会、日本司法書士会連合会、土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会
- 三 国家公務員等共済組合、国家公務員等共済組合連合会、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念協会、日本公認会計士協会、日本銀行、預金保険機構、産業基盤整備基金、税理士会及び日本税理士会連合会
- 四 広域臨海環境整備センター、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、日本赤十字社、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会
- 五 都道府県農業会議、全国農業会議所、農林漁業信用基金、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業共済基金、土地改良区、土地改良区連合、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会及び海洋水産資源開発センター
- 六 日本商工会議所、製品安全協会、情報処理振興事業協会、繊維工業構造改善事業協会、基盤技術研究促進センター、弁理士会、商工会連合会及び中小企業団体中央会
- 七 自動車事故対策センター、軽自動車検査協会、造船業基盤整備事業協会、小型船舶検査機構、港務局、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター
- 八 郵便貯金振興会及び通信・放送機構
- 九 中央労働災害防止協会、労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会
- 十 土地開発公社、市街地再開発組合、住宅街区整備組合、土地地区画整理組合、日本下水道

事業団、水害予防組合、水害予防組合連合、地方道路公社及び地方住宅供給公社

- 十一 行政書士会、日本行政書士会連合会、地方公務員災害補償基金、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方議会議員共済会及び危険物保安技術協会

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第二条 法第十三条第二項第五号の政令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 法令の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの(以下この号において「証明書類」という。)について、法令の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正(追加を含む。以下この号において同じ。)をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

二 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、法令の規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分(職員以外に聴聞を主宰することができる者)

第三条 法第十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法令に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員

二 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第十四条第二項又は第四項の規定による処分に係る聴聞にあつては、准看護婦試験委員

三 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第八条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞にあつては、歯科衛生士の業務

に関する学識経験を有する者
 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞にあっては、診療に関する学識経験を有する者

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 村山 富市
 法務大臣 前田 勲男
 外務大臣 河野 洋平

大蔵大臣 武村 正義
 文部大臣 与謝野 馨
 厚生大臣 井出 正一
 農林水産大臣 大河原太一郎
 通商産業大臣 橋本龍太郎
 運輸大臣 亀井 静香
 郵政大臣 大出 俊
 労働大臣 浜本 万三
 建設大臣 野坂 浩賢
 自治大臣 野中 広務

平成7年4月から 雇用保険が変わります

高齢化や女性の職場進出が進む中で、働きやすい職場作りを援助するために、失業した場合の生活の安定を図り再就職を援助する従来の失業給付に加え、高齢雇用継続給付と育児休業給付の2つの新制度が来年4月1日からスタートします。

この給付制度の創設により、定年退職後も働き続けていきたい方、育児のために一時仕事を休まなければならない方やそのような従業員の方を雇用する事業主の方を、雇用保険制度が援助することができるようになります。

高年齢継続給付とは

高齢化社会に対応して、高齢者の働く意欲に応え、60才から65才までの継続雇用を促進するために、60才以上65才未満の被保険者であって被保険者期間が5年以上ある方が、60才時点に比べて賃金の額が85%未満に低下した状態で働いている場合、60才以後の賃金の最高25%相当額が支給される制度です。

育児休業給付とは

女性の就業ニーズに対応して、育児による休業やその後の職場復帰を援助するために、育児休業を開始する前2年間に通常の勤務をしていた期間が12カ月以上ある被保険者の方（男女を問いません。）が、

1才未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、

育児休業期間中に、育児休業開始前の賃金の20%相当額が、職場復帰してから6カ月経過後に、その5%相当額×休業期間（休業月数）分が支給される制度です。

お知らせ

平成6年度「行政書士制度強調月間」の実施について

監 察 部

9月は「行政書士制度強調月間」です。これは行政書士制度の普及啓発と行政書士法違反の防止を目的として、毎年実施されているものです。会員一人ひとりが地域住民に親しまれ、信頼される行政書士となるようお互いが身を正し、この運動を成功させましょう。

実 施 要 綱

1. 目 的

行政書士制度に関する広報を積極的に推進し、行政書士の社会性を強調して地域住民の理解と信頼を得ることを通して行政書士制度の普及徹底を図る。

2. 期 間

- (1) 準備期間 平成6年8月1日から同月31日まで
- (2) 実施期間 平成6年9月1日から同月30日まで

3. 実施団体

北海道行政書士会

4. 推進協力機関及び団体

北海道、日本行政書士会連合会

5. 重点目標

- (1) 建設業関係
- (2) 交通運輸関係
(交通事故保険金請求)
- (3) 農地法関係
- (4) 風俗、食品衛生
関係
- (5) 入管法関係
- (6) 権利義務関係

6. 運動の実施要領

- (1) 会員の監察意識の高揚をはかり、この運動の趣旨の徹底及び会員相互に違反情報の収集に努め、あわせて行政書士の品位の向上をはかる。

(2) 監察活動の強化

この運動の重点目標である建設、運輸交通、農地、風俗、食品衛生、入管並びに権利義務について監察部員はもとより全会員一体となって、監察活動を強化する。

(3) 非行政書士行為等監察対象事案、報告の励行

監察事案の情報を入手したときは、可能な限り具体的事実を調査し、事案によっては本会監察部長又は、担当部員と協議し、別添「監察業務用通報書・通知書・警告書例」に掲げる様式により報告書を提出する。

(4) 事案の措置

違反等の事案の処理について、支部長は口頭又は文書により注意・警告等行うものとし、事案によっては、本会監察部地区担当部員又は監察部長と連絡をとり慎重に対処するものとする。なお、本会は、支部から報告あるいは、認知された違反事案については、更に監察部会において検討し、本会としても指導するほか、事案により綱紀委員会の調査審議を経て注意・警告・告発等相互の措置を取るものとする。

(5) 留意事項

本運動による違反情報及び証拠資料の収集並びに、官公署の窓口での受付閲覧の要請その他調査活動等は、あくまでも任意的に官公署の了承・承諾のもとに行い、いやしくも行き過ぎ、あるいは、紛争などを起こすことのないよう慎重に行うものとする。

(6) 北海道、市町村並びに関係団体に対する協力要請

北海道並びに市町村に対しては、本会から

道を通じて協力を要請するが、各支部においても地域内官公署に対し協力方要請をするものとする。

また、関係諸団体及び各士業団体に対しても同様とする。

(7) 広報活動の徹底

広報活動の重要性にかんがみ、対外広報助成事業費等を活用し、支部の実態にそくした広報活動を実施すること。

① ポスター等による広報

行政書士制度をはじめ、本運動の趣旨の徹底をはかるため、ポスター等を関係官公

署、諸団体及び会員に配付する。

② 市町村広報紙等への掲載依頼

本会は道にこの運動についての協力を依頼するが支部は関係市町村広報紙にこの運動についての記事掲載方協力を要請する。

③ 「許認可事務手続無料相談」及び「行政書士110番」開催による広報活動

許認可事務手続無料相談事業、行政書士110番等をこの運動にあわせ開催して行政書士制度の普及啓発をはかるよう特に配慮する。

Ⓕ

市町村第 810 号
平成 6 年 8 月 9 日

各 部 長
出 納 長
各種委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
札幌医科大学事務局長

企画 振 興 部 長

北海道行政書士会が実施する「行政書士制度強調月間」における協力方について（依頼）

北海道行政書士会では、本年9月を「行政書士制度強調月間」と定め行政書士制度の普及啓発及び行政書士法違反防止の活動を展開することとしています。

つきましては、北海道行政書士会から別添（写し）のとおり依頼がありましたので、貴部職員に対しこの趣旨を周知していただくとともに、北海道行政書士会が行う上記活動の円滑な推進について、ご理解とご協力をお願いいたします。

（地域振興室市町村課行政係）

Ⓕ

拜 啓 時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、行政書士法の施行、運用につきましては、日ごろから格別の御配慮をいただいているところですが、このたび日本行政書士会連合会より、別添のとおり、本年も10月1日から同月31日までの1か月間、全国一斉に「行政書士制度強調月間」を実施する旨の通知がありました。

この「行政書士制度強調月間」は、行政書士会会員が綱紀を保持し、関係諸法規を遵守するとともに、行政書士制度に関して、広く国民の理解が得られるよう運動を展開するものであるとされています。貴職におかれましても、この期間中は、行政書士法の趣旨についてより一層の周知を図られますようお願い申し上げます。

時節柄御白愛の程、お祈り申し上げます。

敬 具

平成 6 年 6 月 20 日

自治省行政局行政課長
中 川 浩 明

各都道府県総務部長 殿

Ⓕ

（通知公報 409）

市町村第 810 号
平成 6 年 8 月 19 日

各 市 町 村 長
各 支 庁 長 様

北海道企画振興部長

北海道行政書士会が実施する「行政書士制度強調月間」における協力方について（通知）

お知らせ

冊子「相続対策」の記載内容 の一部訂正について

版)において、記載内容に次のとおり誤りがあつた旨、日本行政書士会連合会から通知がありましたので、お知らせします。

先に配布いたしました冊子「相続対策」(改訂

【訂正箇所】

頁	誤	正
11 P、上段10行目	②配偶者への居住用財産贈与が非課税になる特例は、 <u>贈与した年に相続が発生すると適用されない、</u> などがあるからです。	(下線部分削除)
12 P、下段	●婚姻期間20年以上の配偶者への居住用財産(土地建物、持分、購入資金)贈与は、一定要件を満たせば、2千万円まで非課税の特例があります。 <u>贈与した同じ年に相続が発生した場合は特例は受けられません。</u>	●婚姻期間20年以上の配偶者への居住用財産(土地建物、持分、購入資金)贈与は、一定要件を満たせば、2千万円まで非課税の特例があります。 (下線部分削除)

※ 平成6年3月31日の相続税法の改正19条2項(新設)により、特定贈与財産は当該贈与が相続開始の年に発生しても非課税の特例(配偶者控除)は受けられることになりました。

<根拠条文>

- ・相続税法19条1項、2項の各号

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
6. 7. 25	会則等検討委員会	13:00 ~ 16:00	本会会議室
6. 7. 26	会報(第203号)校正会議	14:00 ~ 16:00	同 上
6. 7. 28	第2回支部長会	10:00 ~ 15:00	ホテルアカシヤ
6. 7. 28	全道行政手続法研修会	15:00 ~ 17:00	同 上
6. 8. 11	行政書士登録調査委員会	13:30 ~ 15:30	本会会議室
6. 8. 12	第1回報酬額検討委員会	10:00 ~ 17:00	警察共済エルム会館
6. 8. ¹⁹ / ₂₀	全道新入会員研修会	19日 13:00 ~ 18:00 20日 9:00 ~ 12:00	ホテルアカシヤ
6. 8. 23	会則等検討委員会	13:00 ~ 16:00	本会会議室

＝ 支 部 の う ご き ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部	開 催 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 者 講 数	研 修 種 別
札 幌	6. 7. 30	か で る 2・7	・戸籍の収集と見方について	札幌市市民局 地域振興部窓口課 窓口係長 高橋 勇 札幌支部 支部長 米田 俱實	(590) 59	一般
	6. 8. 3	中央区民センター	・宅建業の周辺について	前宅地建物取引業協会事務 局長 現在不動産コンサルタント 会社経営 志田 貞郷	(590) 42	〃
函 館	6. 8. 26	函館パークホテル	・建設業決算報告書作成の実務について	函館支部 業務部長 原 隆俊	(121) 22	一般
小 樽	6. 7. 21	ロアール会議室	・商法改正について (定款作成・役員変更)	札幌支部 板垣 俊夫	(62) 20	一般
	6. 8. 21	ホテル天望閣	・建設業財務諸表について ・決算整理事項(精算表)について	小樽支部 監 事 野坂 房市	(62) 16	〃
空 知	6. 9. 3	滝川市ホテルスエヒロ	・行政手続法について	行政手続法研究委員 板垣 俊夫	(111) 21	一般
旭 川	6. 7. 26	旭川ときわ市民ホール	・車庫証明実務研究について	道警旭川方面本部交通課規制 担当 課長補佐 久保 靖彦 係 長 東 豊	(126) 15	一般
室 蘭	6. 8. 5	室蘭中小企業センター	・改正建設業法について	胆振支庁経済部建設指導課 土木係長 加藤 薫	(47) 18	一般
苫小牧	6. 8. 9	苫小牧市民会館	・改正経営事項審査申請の取扱いについて	胆振支庁経済部建設指導課 土木係長 加藤 薫	(40) 22	一般
十 勝	6. 8. 27	帯広市民文化ホール	・商法改正について	弁 護 士 斉藤 道俊	(124) 25	一般

お 願 い

事務所等の変更登録申請

〈 総 務 部 〉

事務所等を変更しても変更登録のされていない会員の方は、速やかに所定の変更手続きをして下さい。

特に、現在登録されている事務所に書類等を郵送しても、受取人不明で返送されるケースがあり、本会業務に大きな支障を来たしておりますので、至急変更手続きをするよう重ねてお願いいたします。

表紙のこぼ

赤毛のアン

「カナディアン・ワールド」

平成2年7月、星の降る里・芦別に開園。19世紀のカナダと赤毛のアンをテーマにした「カナディアンワールド」がある。

48ヘクタールの広大な敷地には、ラベンダー畑をはじめ、100種類のハーブが香り立ち、赤毛のアンや大道芸人が異国情緒を華やかに演出している。

四季折々に変化する周辺の自然も素晴らしく、ロマンチックムードを満喫できます。



編集後記

See you again. 君の気まぐれにはずいぶんと振り回されたけど、いざ別れとなると……未練だって？ そんなことはよく分かってるよ。でも、どうしようもないんだ。

来年また会えるって？ うん、そうだね。きっと、すてきに変身した君にまた会えるよね。

あ～あ、店頭にはストーブの山。そんなに積んでどうすんの？ 売れ残ってもしーらない。読書？ 食欲？ いやいやデート、デート。もしもし、すいませんがどなたか……。

リストラ、リストラと草木もなびく～よっと。花のステワードスも今は昔。大臣の一言でチョン。までよ？。そうだそうだ、行政指導じゃないか。ってことは、行政手続法が……と思ったら、ちょっと早かったみたいネ。あとすこし、あとすこし。

世の中こう目まぐるしく動かれると何が何だかさっぱり。でも、行政書士会は「天気晴朗ニテ波静カ」、無事これ一番。「ロビーでのんびりおまちのみなさ～ん！船が出ますよー！」…やれやれ。

さて、皆様おなじみの会報ですが、新企画めじろ押しでございます。読者の皆様もどしどしご意見ご感想をお寄せ下さい(宛先は本会事務局まで)。私たちは聞く耳だけは持っていますから。アレ？。皆様の暖かいご支援に支えられて、永遠に進化し続けて参ります。究極の会報が皆様のお手元に届けられるよう、細い体にむち打って頑張っています(ちょっと夏ばての後遺症が出ている人もいるけど)。

See you again. 過ぎ去りしいとしき夏よ…

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌	3,642	出口 信雄	6. 4. 29
根室	3,216	山本 英一	6. 6. 14
函館	2,944	長澤 次男	6. 8. 7
〃	3,043	駒井亀太郎	6. 8. 19

'94.9. 第204号 平成6年9月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸
 編集人 早坂 剋 弘
 編集委員 河上 隆
 編集委員 成田 義 晃
 編集委員 芳賀 啓 寿
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
 TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
 郵便番号 060
 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
 北 海 道 銀 行 本 店(当 19116)
 北 洋 銀 行 本 店(普0742651)
 札 幌 銀 行 本 店(普 389444)
 振替口座 02730-0-8224番